

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	サービス付き高齢者向け住宅の登録事業者等に対する報告聴取、立ち入り検査		
根拠法令及び条項	高齢者の居住の安定確保に関する法律第24条第1項		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市サービス付き高齢者向け住宅の定期報告及び立入検査実施要領別紙のとおり		
処分基準設定年月日	平成26年3月25日	処分基準最終変更年月日	令和3年6月3日
所管部署	まちなみ共創部 まちなみ整備課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

別紙

処分基準

那覇市サービス付き高齢者向け住宅の定期報告及び立入検査実施要領

平成 26 年 3 月 25 日

建設 管 理 部 長

福 祉 部 長

決 裁

(目的)

第 1 条 この要領は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 24 条の規定により、市内のサービス付き高齢者向け住宅に対する定期報告及び立入検査を実施するにあたり必要な事項を定める。

(定期報告の実施方法)

第 2 条 登録事業者又は管理等受託者は、毎年 7 月 1 日現在の登録の状況をサービス付き高齢者向け住宅事業定期報告書(要領様式第 1 号)に必要書類を添付し、同年 7 月末日までに市長あて報告(以下「定期報告」という。)するものとする。

(立入検査の実施方法)

第 3 条 立入検査の対象となるサービス付き高齢者向け住宅は、原則として次のとおりとする。

- (1) サービス付き高齢者向け住宅の供用開始後、1 年未満のもの
- (2) 前条の定期報告において、報告された内容に疑問があるもの
- (3) その他、サービス付き高齢者向け住宅の適正な管理を行うために必要と認められるもの

2 立入検査の実施にあたっては、登録事業者又は管理等受託者に対して、当該立入検査の実施までに、サービス付き高齢者向け住宅への立入検査実施通知書(要領様式第 2 号)により通知を行う。

3 立入検査は、各所属長の指示を受けたまちなみ共創部まちなみ整備課及び福祉部チャージがんじゅう課職員(以下「検査員」という。)が、それぞれの所管業務を分担して検査を実施する。

(立入検査の留意事項)

第 4 条 検査員は、立入検査の実施に際して、次の事項に留意しなければならない。

- (1) サービス付き高齢者向け住宅への立入検査は、入居者の日常生活に支障がないよう留意するとともに、登録住宅及び登録住宅職員の正常な業務を妨げないよう努めること
- (2) 登録住宅の事業者又は管理等住宅者は、入居者に対しあらかじめ立入検査の趣旨を説明する等、立入検査への理解と協力が得られるよう努めること

(報告)

第5条 検査員は、立入検査を実施したときは、速やかにサービス付き高齢者向け住宅事業立入検査実施復命書(要領様式第3号)により、各所属長に報告する。

(結果の通知等)

第6条 市長は、定期報告又は立入検査の結果、是正又はその他措置を講ずるべき内容があった場合は、那覇市サービス付き高齢者向け住宅登録申請に係る事務取扱要綱(以下「要綱」という。)第17条第1項の規定を準用し、登録事業者に通知する。

2 登録事業者は、前項の求めに応じ、是正又はその他措置を講ずるときは、要綱第17条第2項の規定を準用し、市長に報告しなければならない。

3 登録事業者は、前項の規定による是正等が完了したときは、要綱第17条第3項の規定を準用し、速やかに市長に報告しなければならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるものの他、必要な事項は市長が別に定めるものとする

付 則

この要領については、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成30年1月19日建設管理部長決裁)

この要領については、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要領については、令和3年6月3日から施行する。